

西宮市介護保険サービス事業者等の指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第23条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条若しくは西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第19条第1項又は法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27、第115条の45の7、平成18年旧介護保険法第112条若しくは総合事業実施要綱第19条第2項の規定による質問など及びそれに基づく措置として、介護保険サービス事業者等（第3条に掲げる介護保険サービス事業者等をいう。）に対して行う介護給付及び予防給付並びに第1号事業支給費及び委託費（以下「介護給付等」という。）に係る法23条に定める居宅サービス等及び総合事業実施要綱第4条第1号に定める第1号事業（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導及び監査について、基本的な事項を定めるところにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(実施計画)

第2条 前条の目的を達成するため、厚生労働省（以下「国」という。）が定めた指導指針及び監査指針に基づくとともに、前年度までの指導及び監査結果を勘案し、毎年度、指導等の実施計画を策定する。

- 2 指導等の実施計画の策定に当たっては、必要性の高いものを優先し、効率的かつ効果的な実施について配慮する。
- 3 実施計画には次の事項を定める。
 - (1) 指導及び監査の実施方針
 - (2) 指導の実施時期（日程）
 - (3) 指導の実施種別

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づいて行う指導及び監査の対象は、西宮市が指定又は許可した次に掲げる介護保険サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）及び総合事業実施要綱に定める第1号介護予防支援事業者とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設の開設者
- (5) 介護老人保健施設の開設者
- (6) 介護医療院の開設者

(7) 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者

(8) 指定介護予防サービス事業者

(9) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者及び第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者

(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

(11) 指定介護予防支援事業者

(12) 総合事業実施要綱に定める指定第1号事業者（指定予防専門型訪問サービス事業者、指定家事援助限定型訪問サービス事業者及び指定共生型予防専門型訪問サービス事業者並びに指定予防専門型通所サービス事業者及び指定共生型予防専門型通所サービス事業者）

（サービス事業者等に対する指導及び監査の方針）

第4条 指導は、サービス事業者等に対し、西宮市が条例又は指定第1号事業に係る要綱で定める人員、設備及び運営に関する基準（以下、「指定基準」という。）等に定める介護給付等対象サービス等の取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるため実施する。

2 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、指定基準に従っていないと認められる場合又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採るため実施する。

（指導の形態）

第5条 指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 国と本市が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

（指導対象の選定基準）

第6条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準を標準として対象の選定を行う。

(1) 集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導

ア 一般指導

① 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、サービス事業者等を選定する。

② その他、特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導方法等)

第7条 指導方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 実地指導当日の概ねの流れ

イ 指導方法

国が定める「介護保険施設等実地指導マニュアル」等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談形式で行う。

また、国が定める「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」(令和元年5月29日老指発0529第1号)別添「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を図り、指導の効率性の向上を図るものとする。

(指導結果の講評)

第8条 指導担当職員は、実地指導終了後、サービス事業者等の関係者の出席を求めて、指導の結果について講評を行い、口頭により必要な指導、助言等を行うものとする。

(指導結果の通知等)

第9条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、当該サービス事業者等に対し、文書によりその旨を通知するものとする。

2 前項の通知後45日を目途として、当該サービス事業者等に対し、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ報告の期限を延長又は短縮することができる。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに次条に定めるところによる監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (3) その他不正又は著しい不当が疑われる場合

(監査対象の選定基準)

第11条 監査は、次に掲げる情報等から指定基準違反等の確認について必要があると認める場合について行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会、保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条又は総合事業実施要綱第19条第1項の規定により指導を行ったサービス事業者等において確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第12条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に係関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第13条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該サービス事業者等に対し、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の通知後45日を目途として、当該サービス事業者等に対し、文書で通知した事項について、文書による報告を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ改善報告の期限を延長又は短縮することができる。

(行政上の措置)

第14条 指定基準違反等が認められた場合には、法第5章並びに第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、法第76条の2、第78条の9、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2、第114条の5、第115条の8、第115条の18、第115条の28及び第115条の45の8並びに平成18年旧介護保険法第113条の2の規定に基づき、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により指定基準等を遵守すべきことを勧告することができる。

イ アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ アの規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 前号の規定による勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ アの規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等の内容が法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

2 前項の聴聞又は弁明の機会の付与を行うときは、行政手続法及び西宮市聴聞手続に関する規則（平成6年西宮市規則第15号）の規定により行うものとする。

(経済上の措置)

第16条 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項の規定に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう求めるものとする。

2 第3条第1号から第12号に掲げるサービス事業者等に対して命令又は指定の取消等を行った場合、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(関係機関との連携)

第17条 指導及び監査の実施においては、その効果を高めるため、兵庫県及び他の保険者並びに連合会等の関係機関との密接な連携を図るものとする。

(監査及び行政措置の実施状況報告)

第18条 法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

(介護予防ケアマネジメント受託者に対する指導及び監査)

第18条の2 第4条から第13条及び第17条の規定は、第1号介護予防支援事業である介護予防ケアマネジメント事業の実施の委託を受けた地域包括支援センターの設置者(以下、「介護予防ケアマネジメント受託者」という。)に対する指導及び監査にこれを準用する。この場合、「指定第1号事業に係る要綱で定める人員、設備及び運営に関する基準」を「介護予防ケアマネジメントに係る要綱に規定する基準及び委託契約書に定める契約内容(以下、「介護予防ケアマネジメント基準等」という。)」と読み替える。

- 2 監査の結果、介護予防ケアマネジメント基準等の違反が認められた場合には、当該介護予防ケアマネジメント受託者に対し、期限を定めて、文書により介護予防ケアマネジメント基準等を遵守すべきことを勧告することができる。
- 3 第14条第1号イ及びウの規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 4 第2項の規定による勧告を受けた介護予防ケアマネジメント受託者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護予防ケアマネジメント受託者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。
- 5 第14条第2号イ及びウの規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護予防ケアマネジメント受託者との委託を取り消すことができる。
 - 一 介護予防ケアマネジメント受託者が、法第百十五条の四十五第一項第一号ニの厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業の委託を受けることができなくなったとき。
 - 二 介護予防ケアマネジメント受託者の委託費請求に関し不正があったとき。
 - 三 介護予防ケアマネジメント受託者が、前項において準用する第12条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 四 介護予防ケアマネジメント受託者又は当該介護予防ケアマネジメント受託者の委託に係る事業所の従業者が、前項において準用する第12条の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該介護予防ケアマネジメント受託者の委託に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護予防ケアマネジメント受託者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 五 介護予防ケアマネジメント受託者が、不正の手段により介護予防ケアマネジメントの委託を受けたとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、介護予防ケアマネジメント受託者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、介護予防ケアマネジメント受託者が、地域支援事業又は居宅

サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

7 勧告、命令、委託の取消を行った場合に、既に支払った介護予防ケアマネジメント事業費の全部又は一部に不正利得があった場合には当該介護予防ケアマネジメント受託者から返還を求めるものとする。

(補 則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

附則 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。要綱名を「西宮市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱」から変更する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。